## 8.12 廃棄物

## 8.12.1 現況調査

## (1) 調査事項及びその選択理由

廃棄物の現況調査の調査事項及びその選択理由は、表 8.12-1に示すとおりである。

表 8.12-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①撤去構造物及び伐採樹	工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去、建設
木等の状況	により廃棄物及び建設発生土が発生する。
②建設発生土の状況	工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛
③特別管理廃棄物の状況	灰及び脱水汚泥が発生する。
④廃棄物の処理の状況	以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の
⑤法令による基準等	事項に係る調査が必要である。

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地内とした。

## (3) 調査方法

## ア 撤去構造物及び伐採樹木等の状況

既存資料の整理・解析を行った。

## イ 建設発生土の状況

地質の状況に関する既存資料から想定される掘削土等の性状について整理した。

#### ウ 特別管理廃棄物の状況

既存施設内において存在する特別管理廃棄物について、既存資料を整理・解析した。

## エ 廃棄物の処理の状況

既存施設における可燃ごみの処理実績を整理・解析した。

## オ 法令による基準等

関係法令の基準等を調査した。

#### (4) 調査結果

## ア 撤去構造物及び伐採樹木等の状況

撤去の対象となる既存施設の概要は表 8.12-2 に、伐採対象の樹木の概要は表 8.12-3 示すとおりである。

既存施設の解体に伴い発生が想定される廃棄物は、コンクリート塊、金属くず等が挙 げられる。

表 8.12-2 既存施設の概要

施設区分	構造等	建築面積	延床面積	想定される解体
3 号ごみ焼却施設	S造、一部 RC造	1, 370. 54 m <sup>2</sup>	2, 436. 99 m <sup>2</sup>	
4・5 号ごみ焼却施設	S 造、一部 RC 造	2, 126.04 m <sup>2</sup>	$4,538.67 \text{ m}^2$	コンクリート
粗大ごみ処理施設	RC 造、一部 RC 造	$926.20 \text{ m}^2$	1,506.25 m <sup>2</sup>	アスファルト・コ
計量棟	RC造、一部S造	$54.24 \text{ m}^2$	49. 20 m <sup>2</sup>	ンクリート塊 木くず
不燃物積替場	RC造、一部S造	$689.55 \text{ m}^2$	$689.55 \text{ m}^2$	<i>ホ</i> ヽ y   金属くず
旧事務所棟	RC造、一部S造	196.62 m <sup>2</sup>	$299.17 \text{ m}^2$	混合廃棄物等
廃水処理施設	RC 造	128.00 m <sup>2</sup>	146.00 m <sup>2</sup>	

表 8.12-3 伐採樹木の概要

対象品目	伐採面積
伐採樹木	$110\mathrm{m}^2$

## イ 建設発生土の状況

計画地内における地盤の状況は、「8.5 地盤 8.5-1 現況調査 (4) 調査結果 ア地盤の状況」表 8.5-4 (p.330 参照) に示したとおりである。本事業の工事における掘削深さは GL より約-22m と計画しているため、本事業の掘削により埋土、ローム層、砂礫層、玉石混砂礫、粘土質砂礫が発生すると考えられる。

## ウ 特別管理廃棄物の状況

既存施設の PCB 混入機器類の調査結果では、絶縁油の抜取りが可能な変圧器については PCB の使用は確認確認されていないが、運転中において確認不可能な進相コンデンサ及び高所設置のため確認できなかった蛍光灯安定器において混入を否定できない結果となっている。また、既存施設のアスベスト調査では、非飛散性アスベストが確認されている。PCB 調査及びアスベスト調査の概要は、資料編(p. 289~290 参照)に示すとおりである。

## エ 廃棄物の処理の状況

既存施設における廃棄物の処理の状況は、表 8.12-4に示すとおりである。

既存ごみ焼却施設における焼却量は 68,420t/年、資源化量は 8,726t/年であり、既存粗大ごみ処理施設における搬入量は 7,849t/年、資源化量は 7,849t/年である。

廃棄物の種類 処理量(t/年) 処理·処分状況 既存ごみ 焼却量 68, 420 焼却施設 エコセメント化 焼却灰 8, 116 (東京たま広域資源循環組合) 源 化 鉄 606 製品原料 (再資源化業者へ) 金属類 量 アルミ 8,726 計 既存粗大 搬入量 7,849 ごみ処理施設 754 金属類 アルミ 78 製品原料 (再資源化業者へ) 源 小型家電 142 化 不燃物 75

表 8.12-4 平成 29 年度の廃棄物の処理状況

6,800 焼却施設へ

7,849

破砕可燃

注1)粗大ごみ処理施設から排出する破砕可燃は、全量を焼却施設へ搬出して焼却するため、焼却施設の焼却量は破砕可燃を含む。

## オ 法令による基準等

関係法令に示される事業者の責務は、表 8.12-5 に示すとおりである。また、関連計画に示される目標・施策等は、表 8.12-6 に示すとおりである。

表 8.12-5(1) 関係法令に示される事業者の責務

関係法令	内容
廃棄物の処理及び	(事業者の責務)
清掃に関する法律	第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処
(昭和 45 年法律第 137 号)	理しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。 (事業者の処理) 第十二条 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生
	から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
資源の有効な利用 の促進に関する法 律(平成3年法律第 48号)	(事業者の責務) 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。
循環型社会形成推 進基本法 (平成 12 年法律第 110 号)	<ul> <li>第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。</li> <li>4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。</li> <li>5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。</li> </ul>

# 表 8.12-5(2) 関係法令に示される事業者の責務

関係法令	内容
建設工事に係る資	(建設業を営む者の責務)
材の再資源化等に	第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工
関する法律(平成	事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、
12 年法律第 104 号)	分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなけ
	ればならない。
	2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材
	廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条
	において同じ。)を使用するよう努めなければならない。
	(発注者の責務)
	第六条発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の
	再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建
	設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めな
	ければならない。
	(地方公共団体の責務)
	第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解 は然及び連続では際変物の更変源が終さればよりようと思います。
	体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努
	めなければならない。   (分別解体等実施義務)
	(刀が)
	を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関
	する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事
	の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。
	以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工す
	る者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解
	体等をしなければならない。
	(対象建設工事の届出等)
	第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、
	主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければな
	らない。
	(再資源化等実施義務)
	第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物につ
	いて、再資源化をしなければならない。
	(発注者への報告等)
	第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化
	等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に
	書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを
	保存しなければならない。
東京都廃棄物条例	(事業者の基本的責務)
(平成4年条例第	第八条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量
140 号)	しなければならない。
	2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を
	自らの責任において適正に処理しなければならない。
	3 事業者は、従業者の教育訓練の実施体制その他の必要な管理体制の整備に努め、前
	二項の責務の達成に向けて継続的かつ計画的な取組を行わなければならない。
	4 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理を確保するために講じている取組の
	内容を積極的に公表し、自らが排出する廃棄物の処理に対する信頼性の向上に努めな
	ければならない。
	5 廃棄物の処理を受託する事業者は、受託した廃棄物の処理の透明性を確保するため、 この処理の性辺の公まるの他の必要な世界な謙太される好かなければなくない。
	め、その処理の状況の公表その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	6 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し都の施策に協力しなければな
	らない。

# 表 8.12-5(3) 関係法令に示される事業者の責務

明 左 江 人	文 0. 12 0 (0)
関係法令	内容
都民の健康と安全	(建設工事等に係る遵守事項)
を確保する環境に	第百二十三条 建築物その他の施設等の建設(土地の造成を含む。)、解体又は改修の工
関する条例(平成4	事を行う者は、当該工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん又は汚水(公共用水域に排
年都条例第 215 号)	出するものに限る。以下この節において同じ。)により、人の健康又は生活環境に障害
	を及ぼさないよう努めなければならない。
	2 石綿を含む建設材料(以下「石綿含有材料」という。)を使用する建築物その他の施
	設の解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項(以下この節
	において「遵守事項」という。)に従って工事を施工し、及び規則で定めるところによ
	り石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。
	(石綿含有建築物解体等工事に係る届出等)
	第百二十四条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物
	その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他
	の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の延べ面積等を有するものの解体又は
	改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)の発注者(工事(他の者から
	請け負ったものを除く。)の注文者をいう。)又は石綿含有建築物解体等工事を請負契
	約によらないで自ら施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日前十四
	日までに規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事に係る石綿の飛
	散防止方法の詳細及び飛散の状況の監視その他の計画(以下「飛散防止方法等計画」と
	いう。)を知事に届け出なければならない。
小平市廃棄物の減	第3章 事業者の責務
量及び処理に関す	第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量
る条例(平成4年市	しなければならない。
条例第 25 号)	2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった
	場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
	3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
	4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければな
	らない。
	j · ·

## 表 8.12-6(1) 関連計画に示される目標・施策等

		コールでれる日保・ル	也不可		
関係法令	数値目標				
建設リサイクル推	■目標値				
進計画(平成 26 年	対象品目		平成 24 年度	平成 30 年度	
9月 国土交通省)	> > > > > > > > > > > > > > > > > > >		実 績	目標	
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99%以上	
	コンクリート塊	<del>竹</del> 貝你化 <del>竿</del>	99.3%	99%以上	
	建設発生木材	再資源化·縮減率	94.4%	95%以上	
	建設汚泥	一	85.0%	90%以上	
	   建設混合廃棄物	排出率	3.9%	3.5%以下	
	是以氏日光来物	再資源化·縮減率	58.2%	60%以上	
	建設廃棄物全体	再資源化·縮減率	96.0%	96%以上	
	建設発生土	_	80%以上		
	※目標値の定義は次のとおり				
	<再資源化率>				
	・建設廃棄物として排出された	た量に対する再資源化され	れた量と工事間	利用された量	
	の合計の割合				
	<再資源化・縮減率>				
	・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用				
	された量の合計の割合				
	<建設混合廃棄物排出率>				
	・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合				
	<建設発生土有効利用率>				
	・建設発生土発生量に対する理	見場内利用およびこれま	での工事間利用	等に適正に盛	
	土された採石場跡地復旧や原	農地受入等を加えた有効	利用量の合計の	割合	

表 8.12-6(2) 関連計画に示される目標・施策等

T	表 8.12-6(2) 関	連計画に示され		・肔束寺			
関係法令	数値目標						
東京都資源循環・廃棄	■計画目標						
物処理計画(平成 28	一般廃棄物の再生利用率						
年3月 東京都)	・平成32年度(令和2年度): 27%						
	・平成42年度(令和12年度): 37%						
	最終処分量(一般廃						
	・平成32年度(令	和2年度):14%肖	引減				
	・平成42年度(令	・平成42年度(令和12年度): 25%削減					
	(ともに平成24年)	度比)					
東京都建設リサイクル	■目標値						
推進計画(平成28年4	対象品	<b>∃</b> ■	実績値	平成 30 年度	平成 32 年度		
月 東京都)		- 1 1	96%	97%	98%		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	建設廃棄物		98%	99%	99%		
			99%	99%以上	99%以上		
	○アスファルト・コンク	フリート塊					
			99%	99%以上	99%以上		
	○コンクリート塊		99%	99%以上	99%以上		
			99%	99%以上	99%以上		
	○建設発生木材		95%	99%以上	99%以上		
	() 是成儿工/[v]		95%	99%以上	99%以上		
			91%	95%	96%		
	○建成化工		87%	97%	98%		
		Alburi da		4.4%以下	4.0%以下		
	0.74 58 VD A F + + 4/	排出率	_	1.0%未満	1.0%未満		
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			82%	83%		
		再資源化•縮減率	_	82%	83%		
			_	86%	88%		
	建設発生土		_	99%以上	99%以上		
	再生砕石(都発注工事	の日煙値)	<u> </u>	95%	96%		
	注1)上段:全体の目標		車の日輝		30 /0		
	在17上权,主件77日际	但、 「 权 · 仰 夙 连 」	ムザックログ	: IIE			
	■目標値の定義						
	対象品目			計算式			
	再資源化率						
	a) アスファルト・コンクリート:	塊 (再使用量+	<b></b>	1)/発生量			
	b)コンクリート塊						
	再資源化•縮減率	1					
	c)建設発生木材	(再使用量+	再生利用量	量+熱回収量+	焼却による減量		
		化量)/発生	量				
	d)建設泥土	(再使用量+	再生利用量	用量+脱水等の減量化量)			
		/発生量					
	e)建設混合廃棄物	(再使用量+	再生利用量	量+熱回収量+	焼却による減量		
		化量)/発生					
	f)建設廃棄物 (再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減				焼却による減量		
	排出率						
	g)建設混合廃棄物 建設混合廃棄物排出量/全建設廃棄物排出量				7排出量		
	g)建設混合廃業物   建設混合廃業物排出重/ 宝建設廃業物排出重   建設発生土有効利用率			·νι 円 ≖			
	h)建設発生十		島+丁重朗	利田島工海では	 「盛土された採石		
				利用単十週正に /建設発生土発			
		物咖啡饭口寺	・小川 里!/	<b>建以光生上光</b>	工里		
	再生砕石利用率	まれなっての	1日. /元一	松利口目			
	i)再生砕石   再生砕石利用量/砕石類利用量						

表 8.12-6(3) 関連計画に示される目標・施策等

胆坛计人	秋 6. 12 0 (0)			
関係法令	数値目標・施策等			
小平市一般廃棄物処理	■重点施策			
基本計画(平成30年3	1 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上			
月 小平市)	生ごみの減量(食物資源の資源化推進)			
	3 容器包装プラスチックの資源化推進			
	4 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備			
	5 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行			
東大和市一般廃棄物処	■施策の体系			
理基本計画(平成30年	1 目標達成のための具体的な施策			
3月 東大和市)	2 市民及び事業者への情報提供や指導			
	環境学習プログラムの提供			
	市民、事業者及び他機関との連携			
	処理費用負担のあり方の検討			
	6 新たな中間処理施設の運用			
	7 最終処分場の延命化			
	8 国や都への要望			
武蔵村山市一般廃棄物	■基本的な施策			
処理基本計画(平成30	1 発生抑制と排出抑制の促進			
年1月 武蔵村山市)	2 資源化の推進			
	3 環境への負荷の低減とごみの適正な処理			
	4 市民・事業者との協働等			

## 8.12.2 予 測

## (1) 予測事項

## ア 工事の施行中

工事の施行中の予測事項は以下に示す項目とした。

- ・解体・撤去に伴う産業廃棄物(以下「解体工事に伴う廃棄物等」という。)の排出量、 再資源化量及び処理・処分方法
- ・建設工事に伴う建設発生土及び産業廃棄物(以下「建設工事に伴う廃棄物等」という。)の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法
- ・特別管理廃棄物の処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法

## イ 工事の完了後

施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法とした。

## (2) 予測の対象時点

## ア 工事の施行中

建設廃棄物及び建設発生土及び解体・撤去に伴う産業廃棄物が排出される時点又は期間(令和2年度(2020年度)~令和9年度(2027年度))とした。

## イ 工事の完了後

施設の稼働が通常の状態に達した時点から1年間とした。

## (3) 予測地域及び予測地点

計画地内とした。

## (4) 予測方法

## ア 工事の施行中

## (ア) 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

解体工事に伴う廃棄物等については、既存資料を基に発生する廃棄物の排出量を推 計した。

解体工事に伴う廃棄物等の排出原単位は表 8.12-7 に示すとおり、既存施設の規模及び設備内容が類似している他事例 (A市事例)の実績及び「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成 16 年 3 月 (社)建築業協会)から求めた排出原単位とした。

解体工事に伴う廃棄物量の算出方法及び再資源化率は、表 8.12-8 に示すとおりである。

表 8.12-7(1) 解体工事に伴う廃棄物の排出量(A市事例)

		A 市事例	既存施設		
廃棄物の種類	排出量 (t)	延床面積 (m²)	排出原単位 (t/m²)	延床面積 (m²)	排出量 (t)
コンクリート	9, 996. 4		1. 339		12, 943
アスファルト・コンクリート塊	500. 7		0.067		648
木くず	15. 9		0.002		19
金属くず	1, 973. 6	7, 467	0. 264	9, 665. 81	2, 552
廃プラスチック類	4. 6		0. 001		10
その他がれき類(耐火物等)	1, 017. 1		0. 136		1, 315
混合廃棄物	68. 6		0.009		87

注1)A市事例の概要は以下のとおりである。

用途:清掃工場 延床面積:7,467m<sup>2</sup> 施設規模:150t/日×2炉(ボイラ無し)

表 8.12-7(2) 解体工事に伴う廃棄物の排出量 (建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書)

既存施設		延床面積 (m²)	廃棄物の種類	排出原単位 (kg/m²)	排出量 (t)
			1. コンクリート	596	635
			2. アスファルト	30	32
	S 造	1, 065. 61	3. 木くず(木材、樹木)	6	6
			4. 金属くず	71	76
			5. 混合廃棄物	18	19
3号ごみ焼却施設			1. コンクリート	967	1, 326
			2. アスファルト	30	41
	RC 造	1, 371. 38	3. 木くず(木材、樹木)	4	5
			4. 金属くず	82	112
			5. 混合廃棄物	13	18
			1. コンクリート	596	1, 147
			2. アスファルト	30	58
	S 造	1, 924. 36	3. 木くず(木材、樹木)	6	12
			4. 金属くず	71	137
4・5 号ごみ焼却施設			5. 混合廃棄物	18	35
4、3万二か焼却旭以			1. コンクリート	967	2, 528
			2. アスファルト	30	78
	RC 造	2,614.31	3. 木くず(木材、樹木)	4	10
			4. 金属くず	82	214
			5. 混合廃棄物	13	34
			1. コンクリート	967	1, 457
			2. アスファルト	30	45
粗大ごみ処理施設	RC 造	1, 506. 25	3. 木くず(木材、樹木)	4	6
			4. 金属くず	82	124
			5. 混合廃棄物	13	20
			1. コンクリート	967	48
			2. アスファルト	30	1
計量棟	RC 造・S 造	49. 20	3. 木くず(木材、樹木)	4	0
			4. 金属くず	82	4
			5. 混合廃棄物	13	1
			1. コンクリート	586	404
			2. アスファルト	47	32
不燃物積替場	S造	689. 55	3. 木くず(木材、樹木)	7	5
			4. 金属くず	61	42
			5. 混合廃棄物	15	10
			1. コンクリート	939	281
			2. アスファルト	74	22
旧事務所棟	RC 造	299. 17	3. 木くず (木材、樹木)	10	3
			4. 金属くず	45	13
			5. 混合廃棄物	21	6
	と RC 造		1. コンクリート	967	141
廃水処理施設		146. 00	2. アスファルト	30	4
			3. 木くず (木材、樹木)	4	1
			4. 金属くず	82	12
			5. 混合廃棄物	13 (4) 建筑类	2

注 1) 排出原単位は、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成 16 年 3 月 (社) 建築業協会) による、 従前用途が事務所及び工場における値とする。

表 8.12-8 解体工事に伴う廃棄物の排出量の算出方法及び再資源化率

廃棄物の種類	排出量の 算出方法	再資源化率 (%)
コンクリート	A 市事例	99 以上
アスファルト・コンクリート塊	平均	99 以上
木くず	平均	99 以上
金属くず		100
廃プラスチック類	A 市事例	98
その他がれき類(耐火物等)		98
混合廃棄物	平均	83

- 注1)各種類の発生量は、「A市事例」及び「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」の排出原単位から算出した結果である。なお、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」の排出原単位は、一般工場、事務所を対象としているため、廃棄物焼却施設が一般工場と構造や施設概要の異なることを踏まえて、コンクリート、金属くず、廃プラスチック類及びその他がれき類(耐火物等)については、「A市事例」を基に算出し、その他については両者の平均を基に算出した。
- 注2)コンクリート、アスファルト、木くず及び混合廃棄物の資源化率は、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成32年度(令和2年度)目標値とし、廃プラスチック類及びその他がれき類は、同リサイクル推進計画における平成32年度の全体目標値とする。金属くずは、他都市ごみ焼却施設解体工事における実績値とする。

### (イ) 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法

建設工事に伴う廃棄物等については、既存資料及び施工計画を基に発生する廃棄物 の排出量を推計した。

## a 新施設の建設に伴う建設発生土

工事の施行中の掘削等により発生する建設発生土の量は、表 8.12-9 に示すとおりである。また、建設発生土の有効利用率は表 8.12-10 に示すとおり「東京都建設リサイクル推進計画」に定める平成32年度(令和2年度)の目標値から設定した。

表 8.12-9 建設発生土

対象部分	深さ (m)	面積 (m²)	建設発生土 (m³)
ごみピット	22	480	10, 560
灰ピット	10	52	520
機械室	15	940	14, 100
地中梁等	4	1, 207	4, 828
合計	_		30, 008

表 8.12-10 建設発生土の有効利用率

種類	有効利用率	備考		
建設発生土	88%	東京都建設リサイクル推進計画に定め る平成32年度(令和2年度)の目標値 (建設発生土)		

#### b 山留め工事における汚泥

山留め工事における汚泥排出量は、表 8. 12-11 に示すとおりである。SMW の施工によって汚泥が発生し、その排出量は  $3,744m^3$  と想定される。

また、汚泥の再資源化率は、表 8.12-12 に示すとおり「東京都建設リサイクル推進計画」に定める平成32年度(令和2年度)の目標値から設定した。

表 8.12-11 汚泥の発生量の算定結果

工種	SMW 体積(m³)	汚泥発生率	汚泥発生量(m³)
SMW	4, 680	0.80	3, 744

#### 注1) 汚泥の発生量の算出

SMW 工法の汚泥発生量=SMW 体積×汚泥発生率

SMW 体積=SMW施行長さ(約240m: 4辺合計)×厚さ(0.65m)×深さ(30.0m)

※四捨五入の関係で表中の値と一致しない。

注2) 汚泥発生量率は「SMW連続壁標準積算資料」(平成29年、SMW協会)を参考とし、80%とした。

表 8.12-12 汚泥の再資源化率

種類	再資源化率	備考
建設汚泥	96%	東京都建設リサイクル推進計画に定 める平成 32 年度(令和 2 年度)の目 標値(建設泥土)

#### c 新施設の建設に伴う廃棄物

新施設の概要は、表 8.12-13 に、新施設の建設に伴う廃棄物の排出量は、表 8.12-14 に示すとおりである。

新施設の建設に伴う廃棄物については、新施設の延床面積に、既存資料に基づく排 出原単位を乗じて算出した。

また、再資源化量については、表 8.12-15 に示すとおり、「東京都リサイクル推進計画」の平成 32 年度(令和 2 年度)の再資源化率の目標値及び事業計画から算出した。

表 8.12-13 新施設の概要

新施	設		面積 (m²)	区分
	4 階	S造	536. 50	
	3 階	S造	714.00	
	2 階	S造	1, 974. 32	
新ごみ焼却施設	1階	RC 造	3, 474. 19	工場
	B1 階	RC 造	560.00	
	B2 階	RC 造	560.00	
	B3 階	RC 造	1, 420. 00	
管理棟	2 階	S造	735.00	事務所
自连休	1 階	S造	735.00	争伤別
計量棟		S造	100.00	工場
ストックヤード		S造	105.00	工場
	事務所	S造	1, 470. 00	
合計	工場	S造	3, 429. 82	_
	工場	RC 造	6, 014. 19	_

表 8.12-14 新施設の建設に伴う廃棄物の排出量

	排出原	原単位 (t	$/\mathrm{m}^2)$	排出量(t)			
廃棄物の種類	事務所	工場	工場	事務所	工場	工場	
	S造	S造	RC 造	S造	S造	RC 造	
コンクリート	9	4.5	3. 9	13	15	23	
アスファルト・コンクリート塊	1.5	1.9	0.7	2	7	4	
ガラス・陶磁器くず	2	1.4	1.6	3	5	10	
廃プラスチック類	1.5	1	0.8	2	3	5	
金属くず	1.6	0.8	0.3	2	3	2	
木くず	2.3	1.3	1.7	3	4	10	
紙くず	1.5	0.4	0.3	2	1	2	
石膏ボード	2.7	1	1.4	4	3	8	
その他	3. 7	1.5	2. 1	5	5	13	
混合廃棄物	9.8	6.9	3. 7	14	24	22	

注 1) 排出原単位は、「建設系混合廃棄物の原単位調査報告書(平成 24 年 11 月 | 俎) 日本建設業連合会)

表 8.12-15 新施設の建設に伴う廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類			再資源化
		再資源化率	設定根拠
コンクリート	t	99%以上	
アスファルト・コンクリート塊	t	99%以上	
廃プラスチック類	t	注1)98%	「東京都建設リサイクル推進計
木くず	t	99%以上	画」における平成32年度(令和
石膏ボード	t	注1)98%	2年度)目標値
その他	t	注1)98%	2 年度)日保旭
混合廃棄物	t	83%	
ガラス・陶磁器くず	t	注1)98%	
金属くず	t	100%	実績
紙くず	t	100%	実績
廃棄物量合計(建設発生土・汚泥を除く)	t	_	_

注1)「廃プラスチック類」、「石膏ボード」、「その他」、「ガラス・陶磁器くず」の再資源化率については、 平成32年度(令和2年度)の全体目標値とする。

## (ウ) 特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法

#### a アスベスト廃棄物

アスベストの処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法は、施工計画によった。

#### b PCB 廃棄物

PCB 廃棄物の処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法は、施工計画によった。

#### イ 工事の完了後

## (ア) 施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法

施設の稼働に伴って発生する廃棄物の排出量は既存施設の発生量実績及び事業計画の内容に基づき予測する方法とした。

また、関連施設である(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設から排出される廃棄物の影響を加味した。

施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、焼却施設から排出される廃棄物が主灰(流動床の場合は、不燃物)、飛灰及び鉄類であり、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設から排出される廃棄物は、鉄類、アルミ類、小型家電、有害物及び破砕残さである。

なお、施設の稼働に伴う廃棄物等の発生量及び再資源化率の内容は表 8.12-16 に示すとおりである。

廃棄物の種類			排出量	稼働日数	再資源化率 (%)	
71 4+		主灰 ( t / 日)	23. 4		100	
焼 却	ストーカ式	飛灰 ( t /日)	13. 5	292 日	100	
焼却施設	流動床式	飛灰 (t/日)	15. 0	∠9∠ µ	100	
		不燃物 ( t /日)	3.6			
		鉄類 ( t /年)	874		100	
		アルミ類 ( t /年)	81		100	
(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設		小型家電( t /日)	0.34	250 日	100	

表 8.12-16 施設の稼働に伴う廃棄物等の排出量及び再資源化率

0.03

5,606

100

有害物(t/日)

破砕残さ(t/年)

注1)主灰、飛灰の発生量はメーカーヒアリング結果を基に設定した。

注 2) (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設については、鉄類及びアルミ類は既存施設の過去 5 年間の平均、 破砕残さは事業計画から設定した。小型家電及び有害物は当該施設の事業計画から設定した。

注3)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設から排出する破砕残さは、全量を焼却施設へ搬出して焼却する。

#### (5) 予測結果

### ア 工事の施行中

## (ア) 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

解体工事に伴う廃棄物等の排出量及び再資源化量は表 8.12-17 に示すとおりである。 解体工事に伴う廃棄物はコンクリート塊、木くず、金属くず等であり、これらの廃 棄物については、可能な限り再資源化を図る。また、再資源化の困難な廃棄物につい ては、適切に処理・処分する。

表 8.12-17 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量

種類	排出量(t)	再資源化率(%)	再資源化量(t)
コンクリート	12, 943	99 以上	12, 814
アスファルト・コンクリート塊	481	99 以上	476
木くず	34	99 以上	34
金属くず	2, 552	100	2, 552
廃プラスチック類	10	98	10
その他がれき類(耐火物等)	1, 315	98	1, 289
混合廃棄物	116	83	96
合計	17, 451	_	17, 271

注1)コンクリート、アスファルト、木くず及び混合廃棄物の資源化率は、「東京都リサイクル推進計画」の平成32年度(令和2年度)目標値とし、廃プラスチック類及びその他がれき類は、同リサイクル推進計画における平成32年度(令和2年度)の全体目標値とする。金属くずは、他都市ごみ焼却施設解体工事における実績値とする。

## (イ) 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法

建設工事に伴う廃棄物等の排出量及び再資源化量は表 8.12-18 に示すとおりである。 建設発生土は一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等 の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、 再利用する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき 適切に処理・処分する。

建設工事に伴う主な廃棄物はアスファルト・コンクリート塊、ガラス・陶磁器くず、 廃プラスチック類等であり、これらの廃棄物については、可能な限り再資源化を図る。 また、再資源化の困難な廃棄物については、適切に処理・処分する。

有効利用率 有効利用量 単位 排出量 廃棄物の種類 再資源化率 · 再資源化量 建設発生土 26, 407. 0 30,008 88%  $m^3$ 建設汚泥 4, 100 96% 4,018.0  $m^3$ コンクリート 99%以上 50.5 51 アスファルト・コンクリート塊 13 99%以上 12.9 t 廃プラスチック類 10 9.8 98% t 木くず 17 99%以上 16.8 t 石膏ボード 15 98% 14.7 t 23 98% 22.5 t 混合廃棄物 60 83% 49.8 t ガラス・陶磁器くず t 18 98% 17.6 金属くず 7 100% 7 t.

表 8.12-18 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量

t

5

219

100%

5

206.6

## (ウ) 特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法

#### a アスベスト廃棄物

廃棄物量合計(建設発生土・汚泥を除く)

紙くず

既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。

除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿 (アスベスト) 飛散防止マニュアル」に従い、粉じんが飛散しないよう、堅固な容器 や二重袋詰め等を施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切 に保管する。

運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」(昭和62年8月62清環産第105号)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

また、運搬・処分に当たっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。

#### b PCB 廃棄物

既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて混入を否定できない結果となっていることから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たに PCB 廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成 23 年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

注1)「建設発生土」、「廃プラスチック類」、「石膏ボード」、「その他」、「ガラス・陶磁器くず」の有効利用率・再資源化率については、「東京都建設リサイクル推進計画」における平成32年度(令和2年度)の全体目標値とする。

#### イ 工事の完了後

### (ア) 施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法等

施設の稼働に伴う廃棄物の排出量等の予測結果は、表 8.12-19に示すとおりである。 焼却施設の稼働に伴う廃棄物(主灰(流動床式の場合は、不燃物)、飛灰)の排出 量は、ストーカ式の場合は 10,775 t/年、流動床式の場合は 5,431 t/年と予測するが、 発生した主灰、飛灰の全量をエコセメント化施設(東京たま広域資源循環組合)に搬 出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式において排 出される不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再 資源化を行う計画である。

(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物(鉄類・アルミ類・小型家電・有害物・破砕残さ) の排出量は、6,654 t /年と予測するが、選別後の鉄類・アルミ類・小型家電は再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。また、破砕残さについては、その全量を焼却施設で焼却処理を行う計画である。

なお、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設から排出される有害物については、関係法令等に基づき、適切に処理・処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。

表 2 12-10	施設の稼働に伴う廃棄物等の排出量、	田咨酒 化 帯	加理。加公方法
<b>衣 0. IZ-I</b> 9	心は以外側に仕り余米物寺の排山里、	一一只说儿里、	处垤 处刀刀运

廃棄物の種類		種類	排出量 ( t /年)	再資源 化率 (%)	再資源 化量 ( t /年)	処理・処分方法
	ストーカ式	主灰 飛灰	6, 833 3, 942	100	6, 833 3, 942	エコセメント化 (東京たま広域資
焼		小計	10, 775	_	10, 775	源循環組合)
却		飛灰	4, 380		4, 380	Hart Hart
施設	流動床式	不燃物	1, 051	100	1, 051	製品原料 (再資源化業者 へ)
		小計	5, 431	_	5, 431	_
		鉄類	874	100	874	製品原料
		アルミ類	81	100	81	(再資源化業者
( <i>I</i> =	(张) 不做,如十	小型家電	85	100	85	<u>~</u> )
	[称] 不燃・粗大   <u> </u>		8	_	0	適正に処理・処分
ごみ処理施設		破砕残さ	5, 606	100	5, 606	焼却施設におい て焼却
		小計	6,654	1	6, 646	_
合語	<u></u>	ストーカ式	11,823	_	11,815	
		流動床式	6, 479	_	6, 471	_

注1)焼却施設(流動床式)から排出される不燃物は金属類及び陶磁器類である。

注2)排水処理により発生する汚泥は、ごみピットに移送し焼却する。

注3) (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設から排出する破砕残さは、全量を焼却施設へ搬出して焼却するため、排出量及び再資源化量の合計は、破砕残さを除いた量となる。

#### 8.12.3 環境保全のための措置

#### (1) 工事の施行中

#### ア 予測に反映した措置

- ・建設発生土の搬出においては、一部埋戻しに利用し、搬出先の受入基準に適合して いることを確認した上で搬出し、再利用する。
- ・建設廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。
- ・建設廃棄物(撤去構造物を含む)の分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」 に示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図 る。
- ・建設汚泥は脱水等の減量化・再資源化を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に 示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。
- ・建設発生土は場外での他事業による造成や建設現場での埋戻し等のほか、工事間利用を推進し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成32年度(令和2年度)の目標値を踏まえて可能な限り有効利用を図る。
- ・既存施設において非飛散性アスベストの使用が確認されているため、関係法令に基づく必要な措置を講じるとともに、解体にあたっては「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成29年12月、東京都環境局)に基づき、湿潤化や保護具の着用などの対策を講じる。除去物は適切な方法で一時保管し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。
- ・新たに特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト・PCB) が発生された場合は、適切に 処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。

#### イ 予測に反映しなかった措置

・工事にあたっては、可能な限り計画地内での再利用を検討し、建設発生土の排出量 が少なくなるよう土量バランスに配慮する。

#### (2) 工事の完了後

### ア 予測に反映した措置

- ・焼却施設の稼働に伴い発生する主灰及び飛灰はエコセメント化施設に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。
- ・(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴い発生する鉄類・アルミ類・小型家電は 選別後に再資源化業者へ搬出することで再資源化を行う計画である。

### イ 予測に反映しなかった措置

・エコセメント化施設での主灰及び飛灰の受入れが中止になった場合は、主灰及び飛 灰は法令で定める基準等に基づき他の施設で適切に処理する。

## 8.12.4 評 価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、以下の法令等に示される事業者の責務とし、事業の実施に伴い排出される廃棄物及び建設発生土の発生量、処理の内容等の妥当性を判断する。

## ア 工事の施行中

- •「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- · 「東京都廃棄物条例」
- ・「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」

## イ 工事の完了後

- · 「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- · 「東京都廃棄物条例」
- ・「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」

### (2) 評価の結果

## ア 工事の施行中

## (ア) 解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。

なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより 適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合 は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める 事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

### (イ) 建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法

新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約219 t と予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより 適正に処理・処分されたことを確認する。

また、新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約30,008m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、再利用を図る。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって建設工事に伴い発生する廃棄物の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

## (ウ) 特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法

#### a アスベスト廃棄物

既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。

除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止マニュアル」に従い、粉じんが飛散しないよう堅固な容器や 二重袋詰め等を施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に 保管する。

運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」(昭和62年8月62清環産第105号)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

また、運搬・処分に当たっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。

以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

#### b PCB 廃棄物

既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて混入を否定できない結果となっていることから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たに PCB 廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成 23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。

以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。

## イ 工事の完了後

## (ア) 廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法

新施設の稼働に伴う廃棄物(主灰、飛灰)搬出量は、ストーカ式で 10,775 t、流動床式で 5,431t と予測するが、発生した主灰、飛灰はエコセメント化施設(東京たま広域資源循環組合)に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式で発生する不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。なお、新施設から排出される鉄類については、製品原料として資源化を行う計画である。

(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、6,654 t と予測するが、選別後の鉄類・アルミ類及び小型家電は民間リサイクル業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。有害物については、関係法令に基づいて適正に処理・処分する。破砕残さは新施設において焼却を行う。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考える。